

香芝市告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、香芝市道路線の供用を告示の日から開始する。その関係図面は、香芝市都市創造部公園道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年9月28日

香芝市長 三橋 和史

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1-122	香芝市尼寺578-3	令和8年10月1日
	香芝市尼寺573-3	